

あなたのチャレンジを応援します！

塩尻市 まちづくりチャレンジ事業 補助金

何かをやりたい！ と思うときは、何のために？ 誰のために？があるものです

それが自分の利益のためでなく、こうすれば塩尻のまちはもっと住みよく、楽しくなるという市民や地域の利益（公益）につながる活動をするとき、活動する団体の皆さんに新しいまちづくりの担い手となっていただくことを目指し、費用を助成します

体験型：トライアル事業

「何か始めてみよう」という団体の皆さんに、まちづくりへの参加のきっかけを得てもらうための事業です。事業の実施を通して、活動をしていくためのネットワークづくりを行うとともに、市民の皆さんに身近な課題を提案し、共有を図ります。

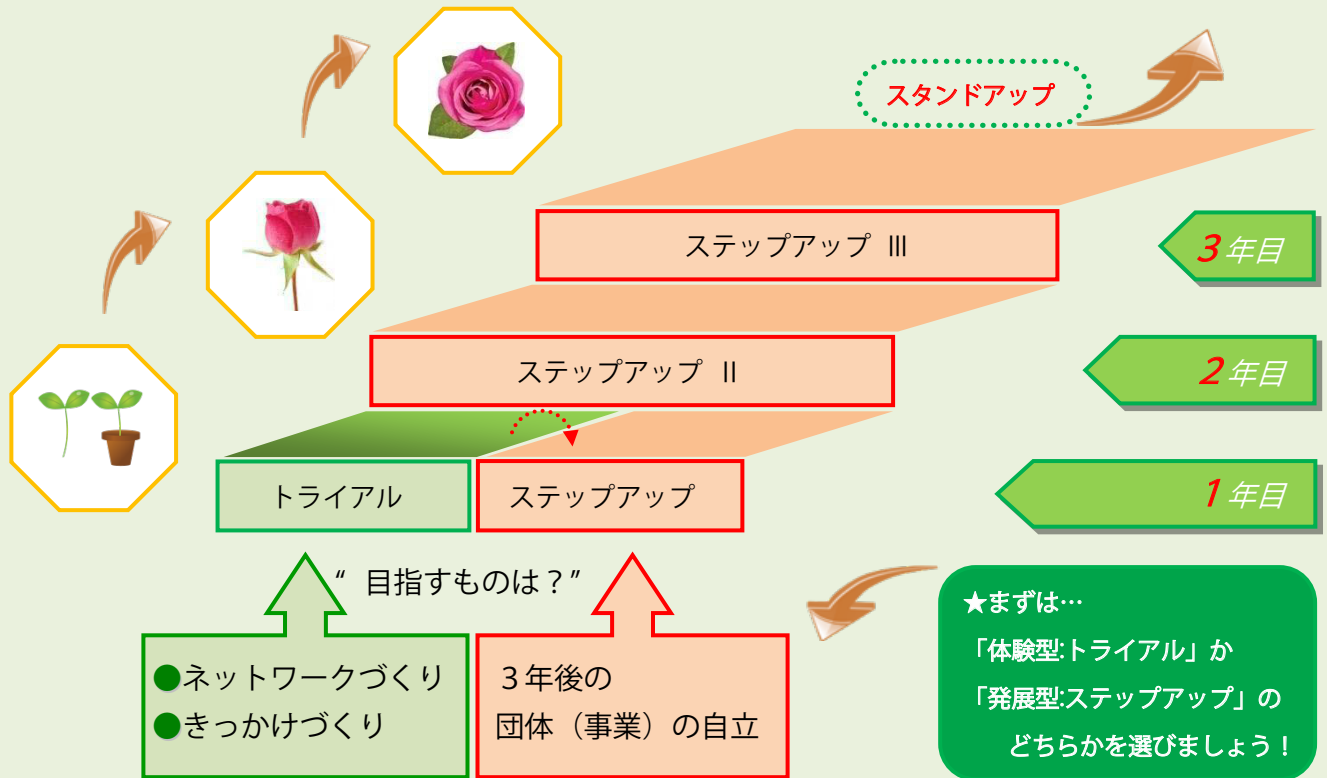
発展型：ステップアップ事業

「得意分野を生かし、新たなまちづくりの担い手を目指そう」という、団体の自立や新たな事業の確立を目指すための事業です。計画的に事業展開を行いながら、3年の間に段階的にステップアップを図ります。

事業	体験型：トライアル事業	発展型：ステップアップ事業		
		1年目	2年目	3年目
達成目標	ネットワークづくり、身近な課題の共有や提案	団体設立のための環境整備、事業の実施	団体の発展のための環境整備、事業の発展	協働事業（公共を担う事業）実施に向けた事業展開
補助限度額	10万円	20万円	20万円	40万円
補助率（対象経費の）	10/10以内	9/10以内	8/10以内	7/10以内
応募受付	年2回【4月・9月】	年1回【4月】		
採択基準	○目的が明確か ○公益性があるか	○目的が明確か ○公益性があるか ○自立しているか、あるいは自立を目指しているか		
研修・交流会等への参加（必修事項）	◆ 団体のスキルアップのための研修会への参加（協働とは、団体運営の課題解決など） ◆ 活動の成果を広く知ってもらうための交流会などへの参加 … ● まちづくり交流会 ● 中間報告 ● 実績報告会			
補助対象外	◆ 社会や、地域のどのような問題を解決するための活動なのかが不明確なもの ◆ 公益性がない活動・事業…趣味やサークルの活動、個人や団体の利益のための活動、参加者が少人数限定される活動、宗教・政治活動を目的とした活動 ◆ 自立を目指さない団体・事業…会則を定めていないもの、会費を徴収していないもの、財政計画がきちんとしていないもの、食糧費・通常的事務費・備品の比率が補助対象経費全体の6割以上のもの			

※本制度は、塩尻市補助金等交付規則および塩尻市まちづくりチャレンジ事業補助金交付要綱に基づいて実施しています。

塩尻市まちづくりチャレンジ事業補助金のしくみ



「自立」って、
どういうこと?

- ① 目的・ミッションがはっきりしていて、それに向かって活動している
- ② 自分たちで運営資金を確保し、継続運営をすることができる
- ③ 市民公益活動団体として認知されている
- ④ 構成員10人以上、専従員一人以上を置いている

まちづくりチャレンジ事業への参加方法

① 事前相談会に参加

⑥ 補助金の交付決定

② 活動内容を決めて応募

⑦ 事業の実施

③ 【選考】

- ・書類による選考
- ・公開説明会による選考

⑧ 【事業の実績報告】

- ・実績報告書の提出
- ・公開による実績報告会

④ 事業の認定

⑨ 補助金の交付

⑤ 補助金の交付申請

積極的にまちづくりに参加を!

◆お申込み・お問合せ◆

塩尻市市民交流センター
交流支援課市民活動支援係

〒399-0736

塩尻市大門1-12-2

電話 0263-53-3350

Email

collabo@city.shiojiri.lg.jp